

京 都 大 学 研 究 成 果 有 体 物 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「研究者等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 本学の教職員、特定有期雇用教職員、有期雇用教職員及び時間雇用教職員</p> <p>イ 本学の客員教授、外国人研究者等であつて、かつ、本学との間で研究成果有体物の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している者</p> <p>ウ <u>その他受入れに際し、本学との間で研究成果有体物の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している者</u></p> <p>エ 本学の学部又は大学院の学生（研究室に配属されている者に限る。）であつて、かつ、本学との間で研究成果有体物の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している者（当該学生が外部機関の役員、従業員等の地位を同時に有する場合は、当該学生がこの規程の適用を受けることについて、当該外部機関の同意があるものに限る。以下単に「学生」という。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「研究成果有体物」とは、研究者等が、本学の資金、施設、設備その他の資産を用いて行った研究の結果又はその過程において創作、抽出又は取得（以下「作製」という。）した材料、試料（遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、実験動物、蛋白質等の生体成分等をいう。）、試作品、実験装置等で、学術的、技術的又は財産的価値を有するものをいう。<u>（ただし、著作物を除く。）</u></p> <p>(4)～(6) } (略)</p> <p>2 第2章 帰属及び管理 (帰属)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 研究者等（学生を除く。次項において同じ）が、学術指導（京都大学学術指導取扱規程（平成26年達示第34号。以下この項において「学術指導取扱規程」という。）第2条第1項に定めるものをいう。）を行い、当該学術指導により研究成果有体物</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>(1) 「研究者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>ア } イ } (同 左)</p> <p>ウ (同 左)</p> <p>エ <u>その他受入れに際し、本学との間で研究成果有体物の取扱いについて、この規程の適用を受けることを合意している者</u></p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 「研究成果有体物」とは、研究者等が、本学の資金、施設、設備その他の資産を用いて行った研究の結果又はその過程において創作、抽出又は取得（以下「作製」という。）した材料、試料（遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、実験動物、蛋白質等の生体成分等をいう。）、試作品、実験装置等で、学術的、技術的又は財産的価値を有するもの<u>（ただし、著作物を除く。）</u>をいう。</p> <p>(4)～(6) } (同 左)</p> <p>2 第2章 帰属及び管理 (帰属)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 研究者等（学生を除く。次項において同じ。）が、学術指導（京都大学学術指導取扱規程（平成26年達示第34号。以下この項において「学術指導取扱規程」という。）第2条第1項に定めるものをいう。）を行い、当該学術指導により研究成果有体物</p>

改 正 前	改 正 後
<p>を作製した場合の当該研究成果有体物の取扱いは、学術指導取扱規程第8条第2項の規定により締結する学術指導契約の定めるところによる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>を作製した場合の当該研究成果有体物の取扱いは、学術指導取扱規程第8条第2項の規定により締結する学術指導契約の定めるところによる。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年7月28日から施行する。</p>